

マージン率等の公開資料 エスジョイシー株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」）の第23条5項及び施行規則第18条の2により、マージン率を公開いたします。

1. 労働者派遣の実績（対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日）

拠点名称		拠点の所在地		
本社		福岡県北九州市小倉北区浅野 2-9-8 小倉興産ＫＭＭ南館 5階		
派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 $((① - ②) \div ①)$
20	3	29,285円	22,318円	23.7%

2. 派遣労働に従事する社員のキャリア形成支援ならびに教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	労働者の費用負担	賃金支給
新入社員研修	新規採用者	OFF-JT	派遣元事業主	無し	有り
ビジネスマナー研修	新規採用者 及び 中途採用者				
若手社員研修	派遣労働者				
中堅社員研修	派遣労働者				
役職研修	派遣労働者				

※派遣労働以外の社員と同一となる。人材育成、スキルアップ、実務に必要な知識習得等に必要と考えられる教育訓練の機会（[資格取得支援含む](#)）を適宜提供（一部本人負担有り）。

3. キャリアコンサルティングの相談窓口

相談窓口：経営管理部 キャリアコンサルティング窓口 電話番号：093-513-8222

4. 福利厚生に関する情報

派遣労働に従事する社員に対して、それ以外の社員と同一の福利厚生等のサービスを提供。

※主な内容：社会保険（健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険）、健康診断、

弔慰金・見舞金、年次有給休暇等

5. 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結の有無：締結済

労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として弊社と派遣労働契約を締結するすべての派遣労働者

- ・ マージン率の内訳
- ・ 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労災保険等）
- ・ 福利厚生（年次有給休暇、慶弔休暇、健康診断等）
- ・ 教育（新入社員研修、技術研修、ビジネススキル研修等）
- ・ 営業活動、管理事務、採用活動等、宣伝広告費等の事業運営に必要な経費
- ・ 事業所の賃料、事業所に係る諸経費
- ・ 営業利益
- ・ などが含まれています。